

水巻町役場 ☎ 201-4321  
FAX 201-4423

コミュニティ無線  
確認ダイヤル ☎ 201-9119

中央公民館 ☎ 201-0401  
FAX 201-0411

南部公民館 ☎ 202-2472  
FAX 202-2473

総合運動公園  
・スポーツ振興係 ☎ 201-4000  
・テニスコート ☎ 201-5757

いきいきほーる  
健康課 ☎ 202-3212  
FAX 202-3621

子育て  
支援センター ☎ 203-5772  
FAX 203-5806

ほっと  
ステーション  
(児童少年相談センター) ☎ 203-1555  
FAX 203-1553

図書館 ☎ 201-5000  
FAX 201-0995

歴史資料館 ☎ 201-0999

障害者  
福祉センター ☎ 201-0794

サクラほーる  
(高齢者福祉センター) ☎ 201-3344

北九州市上下水道局  
・お客様センター ☎ 582-3031  
・西部工事事務所 ☎ 644-7820

【遠賀・中間の休日救急医療】  
遠賀中間休日  
急病センター ☎ 282-9919

新型コロナウイルス  
感染の疑い

▷平日 8:30-17:15  
宗像・遠賀保健福祉環境事務所  
☎ 0940-36-6098  
▷夜間・休日  
保健所夜間休日緊急連絡番号  
☎ 092-471-0264

お知らせ

6月7日(日)  
環境美化の日は中止です

5月10日号でお知らせしていた6月7日(日)の環境美化の日は新型コロナウイルスの拡大防止のため、中止となりました。中止に伴う順延はありません。

●問い合わせ 役場環境係  
児童手当現況届の提出は  
6月30日(火)まで

6月は児童手当現況届の提出が必要ですが、現況届は、受給者の令和元年の所得状況と6月1日現在の養育状況を確認し、児童手当の受給資格を審査するものです。現況届の提出がないと、受給資格があっても6月以降の児童手当が受けられなくなります。

なお、5月に児童手当認定請求書を出した人で、6月分より支給となる人は令和2年度に限り現

況届の提出は不要です。手続きが必要な人には、6月上旬に現況届の用紙を送付します。

●提出期限 6月30日(火)

●問い合わせ 役場子育て支援係

コンビニ交付サービス  
一時停止のお知らせ

メンテナンスのためコンビニでの所得(課税・非課税)証明書の発行を一時停止します。停止日は次のとおりです。

●停止日 5月28日(木)、6月1日(月)午前6時30分〜正午

●問い合わせ 役場住民係

後期高齢者の  
歯科健診

後期高齢者医療加入者を対象に口腔機能の低下や肺炎などを予防するため歯科健診を実施します。対象者には5月下旬に受診券を郵送します。

●対象 昭和19年4月1日〜昭

和20年3月31日生まれの人 ※長期入院・施設入所の方は除きます。

●受診方法 新型コロナウイルスの発生状況を踏まえ、歯科医院に事前に連絡のうえ受診してください。

●費用 300円

●受診期間 6月〜12月

●問い合わせ 詳しくは後期高齢者医療広域連合 ☎ (092) 651局3111番へ

古着リサイクル  
休止のお知らせ

古着を回収し、自動車の内装材にリサイクルしていましたが、新型コロナウイルスの拡大防止のためリサイクル工場が操業を中断しています。それに伴い古着の受け入れを休止したので、持ち込ます、自宅で保管してください。

●とき 当面の間

●ところ 役場リサイクルステーション・図書館

●問い合わせ 役場環境係

夏季軽装(クールビズ)に  
取り組んでいます

省エネルギー推進のため、夏季軽装(クールビズ)に取り組みます。ネクタイ非着用やPRポロシャツの着用など、職員の軽装にご理解ください。

また、町民の皆さんも役場にはどうぞ軽装で来庁してください。

●実施期限 10月30日(金)

●内容 軽装勤務の普及・定着、夏季の適正冷房温度(28℃)の推進

●問い合わせ 役場人事秘書係

介護支援専門員  
実務研修受講試験を実施

●とき 10月11日(日)

●ところ 九州国際大学(八幡東区平野)

●費用 9700円

●申込方法 受験申込要領に添えられている申込用封筒を用い、

秋のコスモスマツリ  
中止します

例年10月に開催を予定していた「コスモスマツリ」について、万全の安全対策などを検討するなどし、何とか実施する方向で協議してきました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響が見通せないことから、残念ですが中止します。

●問い合わせ 役場産業振興係  
忘れていませんか?  
本の返却

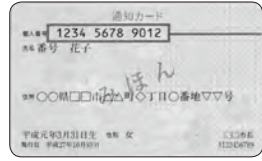
図書館が休館する前に借りた本は返却はお済みですか。借りた本を長く手元に置いておくと、次に借りたい人を待たせるだけでなく紛失や汚れ、破れによる弁償が発生したり、貸出の制限を受けたりすることがあります。

外出の自粛で返却できなかった本やCD、DVDなどがありましたら至急返却をお願いします。

●問い合わせ 図書館

個人番号通知カード  
廃止のお知らせ

マイナンバーをお知らせするために送付されていた個人番号通知カードが5月25日で廃止となりました。記載された氏名・



募集

掲載飲食店を募集  
水巻エール飯支援冊子

水巻エール飯支援冊子に掲載を希望する飲食店を募集します。これは新型コロナウイルスに負けずにテイクアウト・デリバリーを行っている町内の飲食店を支援するための取り組みです。メニューなどの詳細な情報をより多くの人に手に取ってもらうため、冊子を製作します。

●対象 テイクアウト・デリバリーを行っている町内の飲食店

●申込方法 申請書に必要事項を記入して次のいずれかの方法で

申し込んでください。

▽メール syoukou@townmizum

aki.kajip

▽FAX 201局4423番

▽郵送先 〒807-8501水巻町

役場産業振興係(住所不要)

※申請書は役場産業振興係窓口や

相談

社会福祉協議会の  
相談事業

各種相談事業は新型コロナウイルスの拡大防止のため、5月は電話相談のみとしました。

●とき 毎週月曜日・金曜日午後1時〜4時

●対象 6月以降の対応も流動的なため、相談予定の人は問い合わせてください。

【住民相談】

日常の悩みを一人で抱え込まずに相談してください。

●とき 毎週月曜日・金曜日午後1時〜4時

●対象 受け付けは午後3時30分までです。

※相談は電話でも受け付けます。

●相談員 住民相談員

【無料法律相談】

●とき 6月9日(火)・25日(木)午後1時〜4時

●対象 各7人(先着順)

●申込開始日 6月2日(火)午前8時30分

●相談員 弁護士

【行政相談】

毎日の暮らしの中で、行政に対する意見や要望、苦情などはありませんか。

行政相談では総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が相談を受け付けています。

●とき 6月1日(月)午後1時〜4時

●対象 受け付けは午後3時30分までです。

●相談員 行政相談委員

【共通事項】

●ところ 社会福祉協議会(いきいきほーる2階)

●問い合わせ 社会福祉協議会 ☎ 202局3700番

DV相談+(プラス)

新型コロナウイルスの拡大防止による外出自粛などにより、DVが増えるおそれがあるため、緊急対策として「DV相談+(プラス) ☎ (0120) 279局889番」で相談受付が開始されました。電話、メールは24時間受付しており、チャットでも相談できます。英語、中国語、韓国語などの外国語相談にも対応しています。

また、従来どおり「DV相談ナビ ☎ (0570) 0局55210番」での電話相談も受け付けており、福岡県の配偶者暴力相談支援センターにつながります。

※緊急の場合は、110番へ通報してください。

※メール、チャットなどは、ホームページ <https://soundampus.jp/> で確認してください。

●問い合わせ 役場地域協働係

全身のがんチェック  
PETがん健診を受けてみませんか?

①がん早期発見  
②一度にほぼ全身チェック  
③苦痛なく短時間(3.5時間)

健康状態に不安のある方・がん家系の方・安心したい方  
・人間ドックやがん検診を受けていない方  
・がん経験者(現在症状はないが再発・転移を確認したい)

是非、このような方にご検討ください

資料請求 お問い合わせ ☎ 0120-66-2503

一般財団法人西日本産業衛生会 北九州PET健診センター  
〒803-0812 北九州市小倉北区室町3-1-2

PCサイト



# 町営住宅入居者募集

## ●募集戸数

| 町営住宅 | 構造    | 間取り       | 階数        | 家賃                  | 戸数 |
|------|-------|-----------|-----------|---------------------|----|
| 高松   | 中耐5階建 | 6-6-4.5-K | 3階        | 18,000円             | 1  |
| 二    | 中耐3階建 | 6-6-6-DK  | 3階        | 15,700円～<br>30,900円 | 1  |
| 鯉口   | 中耐5階建 | 6-6-6-K   | 4階        | 20,000円             | 1  |
|      | 中耐5階建 | 6-6-6-K   | 1階(車いす対応) | 21,000円             | 1  |
| 合計   |       |           |           |                     | 4  |

### 【共通事項】

- ▷応募者が多い場合は、抽選で入居者を決めます。
- ▷低階層(1・2階)は、当選者の中から高齢者・身体障がい者世帯を優先します。
- ▷車いす対応住宅への申し込みには、条件があります。

### 【二町営住宅】

- ▷入居者の収入に応じて家賃を設定します。
- ▷3DKの部屋は単身での入居はできません。

## ●収入基準の年収早見表/年間総収入額(税込)

| 世帯階層 | 収入月額       | 申込者以外の同居の扶養親族の人数 |              |              |              |              |
|------|------------|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|      |            | 0人               | 1人           | 2人           | 3人           | 4人           |
| 一般   | 158,000円以下 | 2,967,999円以下     | 3,511,999円以下 | 3,995,999円以下 | 4,471,999円以下 | 4,947,999円以下 |
| 裁量   | 214,000円以下 | 3,887,999円以下     | 4,363,999円以下 | 4,835,999円以下 | 5,311,999円以下 | 5,787,999円以下 |

※給与と所得者が1人で、そのほかに収入のある人がなく、また同居の扶養親族の控除以外には各種の控除がない場合の収入基準です。

●申込期間 5月25日(月)～6月3日(水)

●公開抽選日 6月30日(火)

●入居可能日 7月15日(水)

●申込資格 次の条件を全て満たす人

- ①町内に住所または勤務先がある
- ②同居している親族があるか、同居しようとする親族がある(結婚予定者を含みます)

※年齢などで単身入居ができる場合があります。

③申込者と同居親族の収入の合計が収入基準以下である

④住宅に困っている

⑤入居する世帯の全員が町営住宅内で円満な社会生活ができる

⑥税などの滞納がない

⑦暴力団員ではない

●申込方法 町営住宅係窓口へ申請書と必要書類を提出してください。

※申し込みは1世帯1戸です。

※公営住宅契約者の人は、申し込みができません。

●問い合わせ 詳しくは役場町営住宅係 ☎201-4321へ



### 【裁量階層世帯とは】

高齢者・障がい者世帯などは裁量階層世帯と呼ばれ、収入基準が上記の年収早見表の最下段のように緩やかになります。

①次のいずれかに該当する人がいる世帯

- ▷身体障がい者(身体障害者手帳1～4級)
- ▷精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1～3級)
- ▷知的障がい者(療育手帳重度または中程度)
- ▷戦傷病者手帳の交付を受けている人(恩給法別表第一号表の特別項症～第六項症と第一款症)
- ▷原子爆弾被爆者の医療に関する法律により医療給付に関する認定を受けている人

▷海外からの引揚者(厚生労働大臣の証明した人)で、引き揚げた日から5年を経過していない人

▷ハンセン病療養所などの入所者

▷中学校卒業までの子ども

②60歳以上の人のみの世帯(18歳未満の人が同居する場合も含みます)

※例外もあるため、詳しくは問い合わせてください。

| No | 講座名                | 内容  |
|----|--------------------|---|
| 1  | 情報公開制度             | 情報公開制度の内容や請求手続き方法など                             |
| 2  | 財政状況               | 町財政の推移状況や今後の展望など                                |
| 3  | 議会の仕組み             | 町議会の仕組みと役割                                      |
| 4  | 防災・減災              | 防災・減災・自主防災組織の概要など                               |
| 5  | 身近な税の話             | 住民税や固定資産税・マイホームと税の仕組み・パートと税の仕組みなど               |
| 6  | マイナンバー制度           | 社会保障や税番号制度、通知カード、個人番号カードなど                      |
| 7  | 選挙の話               | 選挙の種類や投票など                                      |
| 8  | 消費者力を高めよう          | 身近にある消費者トラブルの実態や被害に遭わないための対処法など                 |
| 9  | ごみの分別とリサイクル        | 町のごみの現状やごみ減量化に向けた分別方法、生ごみ処理機器補助金などの紹介           |
| 10 | 下水道計画の話            | 下水道年度計画や下水道受益者負担金、使用料など                         |
| 11 | 国民健康保険・後期高齢者医療保険   | 国民健康保険・後期高齢者医療保険の概要や給付内容、医療費が高額になったときの手続きなど     |
| 12 | 国民年金制度             | 年金制度の役割や手続きなどの基礎的な知識を説明                         |
| 13 | 高齢者への福祉サービス        | 在宅サービスの内容や利用方法など                                |
| 14 | 介護保険制度             | 制度の仕組みやサービスの内容、利用方法など                           |
| 15 | 認知症サポーター養成講座       | 認知症の正しい知識や対応の仕方など                               |
| 16 | 認知症予防              | 認知症の予防方法を紹介します                                  |
| 17 | 権利擁護               | 成年後見制度や日常生活自立支援事業の概要など                          |
| 18 | 障がい者へのサービス         | 障がい者に対する理解や福祉サービス、手帳など                          |
| 19 | 高齢者や障がい者の住まいづくり    | 高齢者や障がい者の住宅をバリアフリー化するための知恵、工夫の話                 |
| 20 | 元気になる、健康レシピ        | 糖尿病や高血圧など生活習慣病から身を守る食事の工夫を伝授                    |
| 21 | 楽しんでますか?育児         | 乳児検診や予防接種の受け方など子育て支援制度を説明                       |
| 22 | 生活習慣病などの予防         | 生活習慣病やガンの原因、予防方法など                              |
| 23 | 町の歴史と文化財をたずねて      | 町の歴史や文化財(堀川、炭鉱、大イチョウなど)をスライドを交えたり、現地をガイドしたりして説明 |
| 24 | オランダ交流と十字架の塔       | 日蘭中学生交流や慰霊団の経緯、その成果など                           |
| 25 | これって児童虐待?          | 児童虐待の定義や現状、児童少年相談センターの役割                        |
| 26 | インターネットを安全に利用するために | インターネットの危険性やSNSの正しい利用方法など                       |
| 27 | みんなで考える人権講座        | 日常生活の中に潜むいろいろな人権問題を考える                          |
| 28 | 生涯学習とは             | 「生涯学習って何」から「実際に活動できる場」の話まで                      |

●問い合わせ 役場生涯学習係(中央公民館内) ☎201-4321番

●申込方法 実施予定日の20日前までに役場生涯学習係窓口(中央公民館内)にある申込書で申し込みください。申込書は、町ホームページからもダウンロードできます。

●費用 無料 ※講師代は無料ですが、会場代や講座に必要な材料費などは主催者の負担です。

●対象 町内に住んでいるまたは勤めている人で構成された10人以上の団体

●開催場所 住民の皆さんが手配した町内の会場 ※住民の皆さんが出席講座の主催者となりますので、事前・当日の準備をしてください。

●開催時間 午前10時～午後9時の90分以内 ※土曜日・日曜日・祝日も開催します。

●担当課の業務などで、必ずしも希望の時間とおりに開催できないことがあります。

●町職員の皆さんが講師を務める全28講座

皆さんの「聞きたい・知りたい」を届けます

# 行政出前講座

